

会 議 録

第 2 回宮古島市教育委員会（定例会・臨時会）

| | |
|--------|--|
| 日 時 | 平成 2 6 年 5 月 2 9 日（木） 午後 2 時 0 0 分 開会 |
| 場 所 | 伊良部庁舎庁議室 |
| 出席委員名 | 委員長 佐平 博昭 職務代理者 佐和田 貴美子 委員 野原 敏之 委員 佐和田 勝彦 教育長 宮國 博 |
| 欠席委員名 | |
| 説 明 員 | 生涯学習振興課長 下地 悟 市民スポーツ課長 幸地 悟 |
| 事務局員 | 教育部長 奥原 一秀 生涯学習部長 垣花 徳亮 教育総務課長 上地 成人 総務係長 松堂 英彦 |
| 欠席事務局員 | |

| 議案等 | 件 名 | 結 果 |
|---------|---------------------------------|------|
| 承認事項 | 会議録の承認について(平成 2 6 年度第 1 回定例会) | 承 認 |
| 承認事項 | 会議録の承認について(平成 2 6 年度第 2 回臨時会) | 承 認 |
| 報 告 | 教育長報告 | — |
| 議案第 5 号 | 宮古島市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について | 原案可決 |
| 議案第 6 号 | 宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について | 原案可決 |

| | | |
|--------|--------------------------------------|------|
| 議案第7号 | 宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について | 原案可決 |
| 議案第8号 | 宮古島市総合博物館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令について | 原案可決 |
| 議案第9号 | 宮古島市総合博物館協議会委員の任命について | 原案可決 |
| 議案第10号 | 宮古島市史編さん委員会委員の委嘱について | 原案可決 |
| その他 | 学校規模適正化に関する要請書について | — |

| | | |
|----|--|--|
| 備考 | | |
|----|--|--|

会 議 録

| | |
|--------|--|
| 佐平委員長 | <p>これより平成26年度第2回宮古島市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の議事日程に入ります。日程第1、日程第2は承認事項となっておりますので一括提案といたします。ご確認をお願いします。</p> <p>それでは会議録について、ご異議がなければ承認をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 佐平委員長 | <p>平成26年度第1回定例会、第2回臨時会の会議録については承認であります。</p> <p>続きまして日程第3 教育長報告をお願いします。</p> |
| 教育総務課長 | <p>※教育長報告（本日までの主な経過報告）について読み上げて報告</p> |
| 佐平委員長 | <p>教育長報告の中で詳しく確認したい日程がありましたら委員の発言をお願いします。</p> <p>※宮原小学校意見交換会についての説明。</p> |
| 佐平委員長 | <p>日程第4議案第5号と、日程第5議案第6号は関連するということですので一括提案をお願いします。</p> |
| 宮国教育長 | <p>議案第5号 宮古島市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について、上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、学校教育法施行令一部を改正する政令の施行に伴い、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。</p> |
| 学校教育課長 | <p>※別紙（宮古島市就学指導委員会規則の一部を改正する規則）内容を読み上げて説明。</p> |
| 宮國教育長 | <p>議案第6号 宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令について、上記の議案を別紙のとおり提案する。提案理由、</p> |

| | |
|----------|--|
| | 学校教育法施行令一部を改正する政令の施行に伴い、訓令を改正する必要があるため、本案を提出します。 |
| 学校教育課長 | ※別紙（宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令）内容を読み上げて説明。 |
| 佐平委員長 | 議案第5号、議案第6号について質疑がありましたらお願いします。 (質疑なし) |
| 佐平委員長 | 議案第5号、議案第6号については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (異議なし) |
| 佐平委員長 | それでは、議案第5号宮古島市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について。議案第6号宮古島市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する訓令については原案どおり可決いたします。 |
| 佐平委員長 | 続きまして日程第6 議案第7号 宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について提案をお願いします。 |
| 宮國教育長 | 議案第7号 宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について、上記のとおり提案する。提案理由としまして体育施設職員の勤務時間を変更するには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。 |
| 市民スポーツ課長 | ※別紙（宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則）について内容を説明。 |
| 佐平委員長 | 議案第7号について質疑がありましたらお願いします。 |
| 宮國教育長 | 現在の遅番をなくして全員8時30分から5時15分までの勤務体制にする。5時15分から9時45分までについては、警備員にまかせても十分対応できるということです。他市の状況についても、 |

| | |
|----------|---|
| | 警備で対応しているということです。 |
| 野原委員 | 現在の体制では都合が悪いんですか。 |
| 宮國委員長 | 事務処理等で支障がでている。 |
| 佐平委員長 | 勤務時間を変更しても住民サービスには問題ないんですか。 |
| 市民スポーツ課長 | 住民サービスには問題ありません。 |
| 佐平委員長 | 佐良浜スポーツセンターの勤務時間が通常の勤務時間に比べて30分長くなってなっているんですが、それは問題ないんですか。 |
| | 休憩します。 |
| | ※佐良浜スポーツセンターの勤務時間について説明あり。 |
| 佐平委員長 | 再開します。 |
| | 議案第7号 宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則につきましては、午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| | ただし、宮古島市佐良浜スポーツセンター職員の勤務時間については内部のほうで議論をしていただくということで原案のとおり可決してよいですか。 |
| | (異議なし) |
| 佐和田勝彦委員 | 規則は変えられるんですか。 |
| 宮國教育長 | 規則を変更するのは教育長裁量で出来るとあるので、変更してあります。運用の部分については規則の改正も含めて再度議論する。 |
| 佐平委員長 | 理由があって変更してあると思うので、再度検討して下さい。 議案第7号 宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決いたします。あと |

| | |
|--------|---|
| | の運用については教育長のほうで報告をお願いします。 |
| 宮國教育長 | わかりました。再度議論します。 |
| 佐平委員長 | 日程第7 議案第8号宮古島市総合博物館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令について、提案と説明をお願いします。 |
| 宮國教育長 | 議案第8号宮古島市総合博物館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令について、上記の議案を別紙のとおり提案します。提案理由、より円滑な館の運営を図るため、宮古島市総合博物館嘱託員設置規程を改正する必要があるので本案を提出します。 |
| 総合博物館長 | ※別紙（宮古島市総合博物館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令）内容を読み上げて説明。 |
| 佐平委員長 | 円滑な運営のために、ただし書きの追加ということによろしいでしょうか。 質疑がありましたらお願いします。 (質疑なし) |
| 佐平委員長 | 議案第8号について、原案のとおり可決してよいですか。 (異議なし) |
| 佐平委員長 | それでは議案第8号宮古島市総合博物館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令については原案のとおり可決します。 |
| 佐平委員長 | 日程第8 議案第9号宮古島市総合博物館協議会委員の任命について、提案理由と説明をお願いします。 |
| 宮國教育長 | 議案第9号宮古島市総合博物館協議会委員の任命について、上記の議案を別紙のとおり提案します。提案理由、任期満了に伴い、新たに任命する必要があるため本案を提出します。 |
| 総合博物館長 | 協議会委員の任期満了に伴っての議案提出です。 ※別紙（宮古島市総合博物館協議会委員名簿）を読み上げて説明。 |

| | |
|----------|---|
| 佐平委員長 | <p>質疑がありましたら発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 佐平委員長 | <p>議案第9号について、原案どおり可決してよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 佐平委員長 | <p>議案第9号宮古島市総合博物館協議会委員の任命については、原案どおり可決しました。</p> |
| 佐平委員長 | <p>日程第9 議案第10号 宮古島市史編さん委員会委員の委嘱について、提案と説明をお願いします。</p> |
| 宮國教育長 | <p>議案第10号 宮古島市史編さん委員会委員の委嘱について、任期満了に伴い新たに委嘱する必要があるため、本案を提出します。</p> |
| 生涯学習振興課長 | <p>※別紙（平成26年度宮古島市史編さん委員名簿）を読み上げて説明。</p> |
| 佐平委員長 | <p>宮古島市史編さん委員会委員の委嘱について、質疑がありましたら発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 佐平委員長 | <p>議案第10号について、原案どおり可決してよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 佐平委員長 | <p>議案第10号 宮古島市史編さん委員会委員の委嘱については、原案どおり可決します。</p> <p>※その他 学校規模適正化に関する要請書について説明あり。</p> |